第二十五条第二号から第四号までの規定中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に、「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第十六条」を「第十二条の五又は第十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をする場合において虚偽の報告をしたとき。

第二十五条に次の一号を加える。

八　第十二条の八第二項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二十五条の二中「第十二条の二第一項、第十二条の四第三項又は第十二条の五第二項（これらの規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十二条の二第一項、第十二条の七第三項又は第十二条の八第三項（これらの規定を第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

二　第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかつたとき。

第二十六条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十条の規定に違反したとき。

第二十七条中「第二十四条の六」を「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第二十四条の六」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第三条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第一号中「物」の下に「及び大麻」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　大麻　大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二条第二項に規定する大麻をいう。

第二条第五号中「別表第一第七十六号イ」を「別表第一第七十八号イ」に改め、同条第十七号中「処方せん（」を「処方箋（」に、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第十八号中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第二十四号中「、大麻」を削り、同条第三十三号中「処方せん（」を「処方箋（」に、「向精神薬処方せん」を「向精神薬処方箋」に改め、同条に次の四号を加える。

四十四　大麻草　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第一項に規定する大麻草をいう。

四十五　大麻草栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第三項に規定する大麻草栽培者をいう。

四十六　大麻草採取栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者をいう。

四十七　大麻草研究栽培者　大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第五項に規定する大麻草研究栽培者をいう。

第二条に次の一項を加える。

２　別表第一に掲げる物以外の物であつて、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同表に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、この法律の規定（第二十七条及び同条の規定に係る罰則を除く。）を適用する。

第三条第三項第三号中「大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第三条第三項に次の一号を加える。

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十四条第一項第二号及び第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の一号を加える。

四　大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために所持する大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十四条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第十一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十五条の見出し中「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「処方せんに」を「麻薬処方箋に」に改める。

第二十六条の見出しを「（譲受け）」に改め、同条第一項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第二号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その処方せん」を「当該麻薬処方箋」に改め、同条第二項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第三項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に、「譲渡」を「譲渡し」に改める。

第二十七条の見出し中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第一項中「処方せんを」を「処方箋を」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第二項中「麻薬処方せんが第三項」を「麻薬処方箋が次項」に改め、同条第三項及び第四項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に改め、同条第六項中「処方せんを」を「処方箋を」に、「その処方せん」を「当該処方箋」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十八条第一項各号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の一号を加える。

三　大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために大麻を所持する場合

第二十八条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第二十九条中「者は、」を「者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する」に改め、同条ただし書中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

第三十二条第一項中「次項において同じ」を「）及び大麻草栽培者（次項において「麻薬営業者等」という」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「麻薬営業者」を「麻薬営業者等」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十四条第二項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十五条第一項中「すみやかにその」を「速やかに当該」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その麻薬」を「当該麻薬」に改める。